

船形コロニー整備事業に係る大規模事業評価調書の要旨

保健福祉部障害福祉課

平成 28 年 7 月作成

行政活動の評価に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、船形コロニー整備事業に係る大規模事業評価の「評価調書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

船形コロニー整備事業

2 事業の概要

昭和 48 年に開設した船形コロニー（黒川郡大和町）は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「障害者支援施設」として、地域での生活が困難な重度・最重度の知的障害者を、県内全域から受け入れている。

現在、建物・設備の老朽化が進み、雨漏りや設備配管等の不具合が生じており、また、多くの建物がバリアフリーに対応していないため、入所利用者の移動等に支障がある。更には、居室の多くが相部屋のため、プライバシーを確保できていないことや、一人当たりの居室の広さが、現在、国の基準を満たしていないなどの課題が生じている。

このため、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、早期の生活環境の改善を図る必要があることから、現地建て替えによる整備を行うもの。

【参考】

予 定 地：黒川郡大和町吉田字上童子沢 2 1（現地）

敷地面積：466,603.24㎡（うち、整備敷地面積：約 38,000㎡）

主要施設：（新設）居住棟及び付属建物（活動、給食、事務管理） ほか

建設費：9,442 百万円

3 スケジュール

平成 28 年度	大規模事業評価、設計者選定
平成 29 年度	基本設計、実施設計（一部）
平成 30～33 年度	実施設計（段階的に実施）
平成 31～34 年度	建設工事（段階的に実施）
平成 32 年度	一部供用開始（新居住棟）
平成 35 年度	全面供用開始、整備完了

4 県の評価

県立施設としての役割を引き続き果たすため、地域での生活が困難な重度・最重度の障害者の安全・安心な生活環境を提供することにより、入所利用者の日常生活の向上や日中活動の充実、プライバシーの確保が図られる。また、高齢化や障害の重度化など、一人ひとりの障害特性や状態に合わせた生活環境の提供が可能となる。更には、新たな機能（研修・研究機能、福祉避難所機能）の付加により民間との連携・協力を推進し、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）の充実を図ることが可能になる。

以上より、当事業の実施は適切であると判断した。